

2021年10月26日
損害保険ジャパン株式会社

リバースモーゲージローン利用者向け保険商品の提供開始 ～シニア層の安心・安全に貢献 みずほ銀行と共に新商品を提供～

損害保険ジャパン株式会社（代表取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン」）は、株式会社みずほ銀行（代表取締役頭取：藤原 弘治、以下「みずほ銀行」）が新たに販売を開始するリバースモーゲージローン※¹「みずほり・バース60」※²利用者向けの専用保険を開発し、2021年11月1日から提供を開始します。

- ※1 リバースモーゲージローンとは、持ち家を担保としたローンの1つです。持ち家という“資産”を保有する高齢者世帯が、持ち家を手放すことなく、その資産価値を活かしてお金を借りるための手段です。
- ※2 「みずほり・バース60」は、住宅金融支援機構の住宅融資保険を利用したリバースモーゲージ型の住宅ローンで、毎月のお支払いは利息のみで、元金はお客さまが亡くなられたときに担保物件の売却等により一括でご返済いただく商品です。（別紙参照）

1. 背景・目的

近年、長寿化によりライフスタイルに合わせて住み替えをするシニア層が増加しており、手元資金を確保しながら資金調達できるリバースモーゲージローンの利用が広がっています。

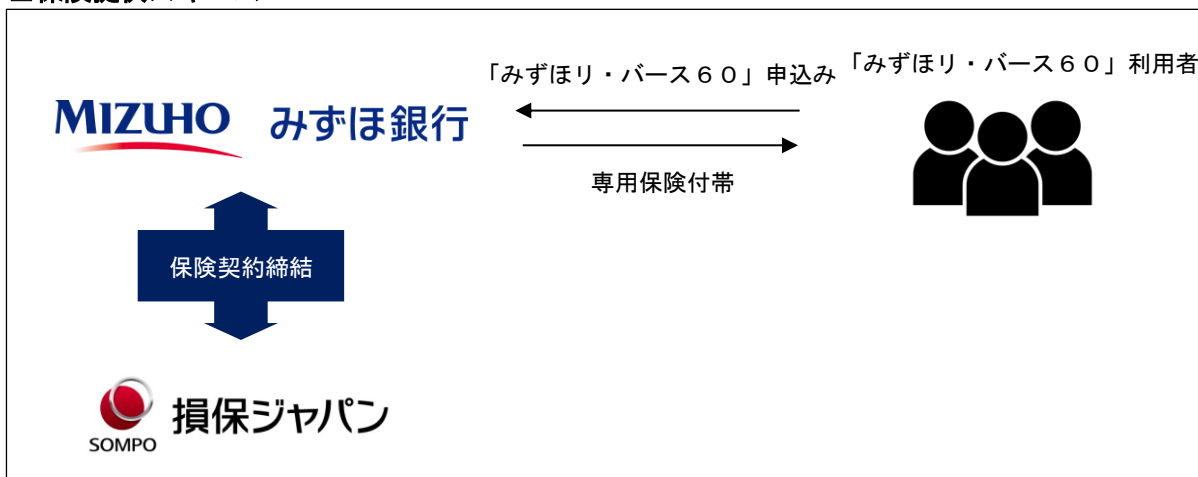
リバースモーゲージローンの利用により、潤沢な手元資金を用意でき、豊かな生活を送ることができる一方で、シニア層自らが運転する自転車で他人にケガをさせてしまう加害事故や、特殊詐欺による被害事故に遭遇するなど、日常生活に潜むリスクが一層顕在化してくる傾向にあります。

そこで、みずほ銀行の新たなリバースモーゲージローン「みずほり・バース60」利用者の安心・安全で充実したセカンドライフの支援を目的として、加害リスクおよび被害リスクに備える「みずほり・バース60」専用の保険を提供することとしました。

2. 保険商品の概要

保険契約者	みずほ銀行
被保険者	「みずほり・バース60」の融資残高が500万円以上で、年齢が99歳以下の全ての利用者に自動付帯。 ※利用者の保険料負担はありません。
保険種類	団体傷害総合保険（個人賠償責任補償特約、弁護士費用総合補償特約付帯）
保険金額	傷害死亡・後遺傷害保険金：15万円（交通傷害型） 個人賠償責任補償特約：1事故につき1億円限度（免責金額なし） 弁護士費用総合補償特約：法律相談費用5万円（自己負担額1,000円） 弁護士委任費用100万円（自己負担割合10%）
補償期間	「みずほり・バース60」の利用者になった時に始まり、利用者ではなくなった場合、もしくは融資残高が500万円未満となった時に終了します。
引受保険会社	損保ジャパン

■保険提供スキーム



3. 今後について

SOMPOグループの「”安心・安全・健康のテーマパーク”」により、あらゆる人が自分らしい人生を健康で豊かに楽しむことのできる社会を実現するというパーパス実現に向けて、損保ジャパンは、今後もみずほ銀行と共に、「みずほり・パス60」利用者を含むシニア層の多様なセカンドライフの安心・安全・健康に資する商品、サービスの開発を進めることで、社会に新たな価値を提供していくことを目指します。

以上

『みずほり・パース60』の概要

正式名称	みずほり・パース60
ご利用いただける方	<p>以下の条件をいずれも満たす個人のお客さま</p> <ol style="list-style-type: none"> お申込時年齢が満60歳以上の方 本商品について住宅金融支援機構の住宅融資保険の付保承認を受けられる方 日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方 同居の配偶者がいる場合、配偶者のお申込時年齢が満60歳以上の方^{※1} <small>※1 同居の配偶者の方は、連帯保証人になっていただく必要がございます。</small> お借り換え資金ご利用の場合 住宅取得時にお借入れの住宅ローンのお借入日（金銭消費貸借契約書締結日）から今回のお申込日まで1年以上経過し、かつ、今回のお申込日までの1年間、ご返済に遅延がない方
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ご本人が所有して居住される住宅の建築または新築住宅もしくは中古住宅購入のための資金（含むセカンドハウス） ご本人の子世帯等が居住される住宅の建築または新築住宅もしくは中古住宅購入のための資金 ご本人が住み替えるサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金 現在お借入れ中の住宅ローンの借り換え資金
お借入金額	<p>100万円以上8,000万円以内（1万円単位） ただし、以下のうち最も低い金額の範囲内</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅建設または購入の所要資金、入居一時金の額の100%相当額、 借り換え資金の場合は現在お借入れ中の住宅ローン残高 担保不動産の評価額（みずほ銀行および住宅金融支援機構所定の方法による評価）の60%以内（担保物件が長期優良住宅の場合：65%以内） <p>また、本商品以外に住宅融資保険付保商品を利用している場合、利用中融資残高との合計額が8,000万円以内であること</p>
お借入期間	ご本人がお亡くなりになった日、またはみずほ銀行がお亡くなりになったことを知りえた日まで
お借入金利	<p>変動金利方式^{※2}</p> <p><small>※2 お申込み時ではなく、実際にお借り入れいただく日の金利が適用されます。</small></p>
返済方法	期日一括返済（毎月利息のみお支払いただきます。）
担保	<ul style="list-style-type: none"> お借入対象物件（土地および建物）にみずほ銀行を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます（同順位設定不可）。 なお、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金、または子世帯等の住宅資金をお借入れの場合、ご自宅が担保物件となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 団体信用生命保険にはご加入いただけません。 ご返済を終了するまでの間、担保建物に火災保険をおかけいただきます。 ご本人がお亡くなりになった時は、相続人に一括返済していただきます。一括返済いただけない場合は、対象物件に設定された抵当権が実行され、担保不動産の売却により元利金を回収いたします。ただし、担保不動産の売却額が元利金に満たない場合でも、相続人に残債務を請求いたしません。 お申込みにあたり、ご本人、連帯保証人、法定相続人全員を代表する法定相続人ご同席のうえ、カウンセリングを実施いたします。 年に1回、みずほ銀行から、現況確認をさせていただきます。